

令和2年 第12回須賀川市農業委員会総会議事録

令和2年第12回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和2年12月8日（火）
- 2 招集通知日 令和2年12月8日（火）
- 3 招集日時 令和2年12月18日（金）午後3時35分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室 A・B・C
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

農地利用最適化推進委員（23名）

| 議席 番号 | 氏名 | 議席 番号 | 氏名 | 議席 番号 | 氏名 | 議席 番号 | 氏名 |
|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
| 1 | 加藤 梅子 | 2 | 関根 要一 | 3 | 安藤 雅裕 | 4 | 桑名 辰幸 |
| 5 | 大越 彰 | 6 | 村上 光宏 | 7 | 古川 雅和 | 8 | 矢部 邦博 |
| 9 | 高橋 純一 | 10 | 小枝 宏嗣 | 11 | 松川美智夫 | 12 | 吉田かつ子 |
| 13 | 鈴木 光重 | 14 | 和田 博文 | 15 | 熊谷 聡 | 16 | 横川 良雄 |
| 17 | 矢吹 正則 | 18 | 深谷 寅一 | 19 | 秋山 吉治 | | |

6 出席農業委員 18名

7 欠席農業委員 1名

| 担当 地域名 | 氏名 | 担当 地域名 | 氏名 | 担当 地域名 | 氏名 | 担当 地域名 | 氏名 |
|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| 須・浜 | 村上 節夫 | 須・浜 | 安田 彰 | 西袋 | 吉田 和男 | 西袋 | 渡邊 久記 |
| 稲田 | 関口 明夫 | 稲田 | 大河原一英 | 小塩江 | 橋本 孝一 | 小塩江 | 塩田 静生 |
| 小塩江 | 相楽 利晴 | 仁井田 | 影山 孝 | 仁井田 | 岡部 俊男 | 仁井田 | 根本 芳一 |
| 大東 | 関根 隆二 | 大東 | 佐藤 良幸 | 大東 | 関根 久之 | 長沼 | 小林 弘一 |
| 長沼 | 池田多可志 | 長沼 | 内山 哲夫 | 長沼 | 本間 正博 | 岩瀬 | 佐藤 秀和 |
| 岩瀬 | 齊藤 正人 | 岩瀬 | 渡邊 聖一 | 岩瀬 | 岡部 重雄 | | |

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

9 欠席農地利用最適化推進委員 0名

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

| | | |
|----------|-----------|-------|
| 農業委員会 | 事務局 長 | 小池 文章 |
| | 主任主査兼農政係長 | 鈴木 弘明 |
| | 農地係長 | 力丸 光輝 |
| 経済環境部農政課 | 主 事 | 佐藤 美佳 |
| | 主 事 | 藤田 紘平 |

11 議 案

議案第 58 号 農用地利用集積計画について

議案第 59 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 60 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 61 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 62 号 現況確認証明申請の適否決定について

議案第 63 号 遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について

議案第 64 号 須賀川農業振興地域整備計画の変更について

報告第 47 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 48 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 49 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 50 号 携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理に
ついて

12 その他

13 開 会 (午後 3 時 3 5 分)

14 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 9 番 高橋

純一 農業委員と 10 番 小枝 宏嗣 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後 4 時 4 7 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実
に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和2年 第12回総会

令和2年12月18日(金)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案58号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、申請番号第168番の説明がありました。

質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第58号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は
挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第58号「農用地利用集積計画について」は計
画どおり議決し、決定することといたします。

次に、お諮りいたします。議案第64号「須賀川農業振興地域整備計
画の変更について」を前の議案同様、市長から意見を求められている
議案の関係上、審議順番を早め先に審議したいと存じますが、これに
ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 佐藤主事 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進
委員からお願いいたします。

1番について村上委員よろしくお願ひいたします。

村上推進委員 1番について説明いたします。

11月15日に秋山委員、鈴木委員と3人で調査いたしました。事
業計画者と土地所有者は親子関係にあり、両親の近くに住宅を建
築することとしました。しかし、両親の土地には農用地以外に適

地がなく、利便性の高い申出地に建築するため本申請がなされたものです。この農地は、農地の集団性を阻害するものではなく、排水については、建物及び敷地雨水は雨樋より集水枡を經由して隣接市道側溝に流出し、トイレ及び生活雑排水は合併処理浄化槽を經由して隣接市道側溝に流出するので、特に問題はなく、外構工事等も適切に行うので、付近の農地に与える影響はないと考えられますが、皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 2番から5番について渡邊委員よろしくお願いいたします。

渡邊推進委員 2番から4番については関連があります。

2番について説明いたします。

事業計画者は、肩書住所地に居住し農家経営に従事してきましたが、農業用倉庫、下屋農作業場を設ける必要があるため、用途区分の変更をするものです。

続いて、3番について説明いたします。

事業計画者は、肩書住所地に居住し農家経営に従事してきましたが、接道のための通路開設、駐車場、回転場等を確保するため、敷地拡張の必要があるための申し出となります。

続いて、4番について説明いたします。

事業計画者と土地所有者は親子関係にあり、肩書住所地で土地所有者等と同居していますが、申出地に農家分家住居を建築し、農業後継者として独立して居住・生活するための申し出となります。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

続いて、5番について説明いたします。

現在の住宅には3世帯が同居しており、事業計画者が今年婚姻し、将来家族が増えることを考えると今の住宅では手狭になるため、農家分家住宅を建築するための申し出であります。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 6番と7番について根本委員よろしくお願いいたします。

根本推進委員 6番と7番について説明いたします。

11月24日、古川委員、高橋委員と現地調査を実施しました。事

業計画者の家族は、通勤等に使用する車と農作業用の車で7台を所有し、敷地に駐車することが不可能となってきたことから、駐車場を探していましたが、適当な土地が見当たらず、本申請に至りました。申請地は非常に狭く、生産性・利便性も悪い土地であり、今回、農用地区域から除外しても隣接する農地に悪影響を及ぼすことはなく、関係機関への届けも済んでおり問題はないと判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 8番から10番について関根委員よろしくお願いいたします。

関根推進委員 8番について説明いたします。

事業計画者は、令和元年台風19号により、農機具格納庫が2.7m浸水し、建物が被害を受けましたので、解体して移設再建を計画しました。再建場所については、唯一被害を受けなかった土地を選定し本申請となりました。

排水については、建物及び敷地雨水は雨樋より排水させ、進入路も従来通り確保されています。付近の農地に与える影響はないため、許可上、特に問題はないと思われます。

続いて、9番について説明いたします。

事業計画者は土地所有者の次男であり、現在、賃貸アパートに住んでいますが、子どもが成長するにつれて手狭になっており、自己住宅を建築する必要が生じたため、本申出となりました。申請内容は、農地の集団性を阻害するものではなく、排水については、建物及び敷地雨水は雨樋より浄化槽を経由して隣接市道側溝に流出し、トイレ及び生活雑排水は合併処理浄化槽を経由して隣接市道側溝に流出するので、排水等が周辺農用地に流入することはありません。

また、外構工事等も適切に行うので、付近の農地に与える影響はないため、許可上、特に問題はないと思われます。

続いて、10番について説明いたします。

事業計画者は土地所有者の長男であり、現在、鏡石町のアパートに居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭になり、両親も高齢になっていることから、農家住宅を建築するために本申請がされ

ました。

申請内容は、農地の集団性を阻害するものではなく、排水については、建物及び敷地雨水は自然浸透及び雨樋より隣接県道側溝に流出し、トイレ及び生活雑排水は合併処理浄化槽を經由して隣接県道側溝に流出するので、問題はありません。

また、外構工事等も適切に行うので、付近の農地に与える影響はないと思われれます。許可上、特に問題はないと思われれます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ここで、本件につきましては、12月7日に開催いたしました農地委員会の会議において、議論がなされておりますので、農地委員会委員長から経緯等についての説明をお願いします。

高橋委員（農地委員長）

只今、説明があったとおり、「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」、12月7日に第2回農地委員会を開催し審議いたしました。

はじめに、須賀川市全域の地図に、今回の案件箇所を反映した案内図の資料提出を求めたいとの意見があり、本日の総会に資料として提出いただきました。

また、現況が既に農地ではなくなっている申請地の許可の適否について、対象地を農地として元に戻すことが困難な場合については、顛末書のみならず変更に至った経緯などを総合的に勘案しながら、許可の適否を判断することの共通認識を図ったところであります。これを踏まえ審議した結果、今回の申請案件につきましては、いずれも適正であると判断し、農地委員会全員一致で、今回の案件を承認したところであります。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第64号「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」原案のとおり変更することに異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第 64 号「須賀川農業振興地域整備計画の変更
について」原案に同意することといたします。

(農政課職員 退席)

次に、議案第 59 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否
決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木係長 説明。

議 長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した
最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 91 号について塩田推進委員よろしくをお願いいたします。

塩田推進委員 受理番号第 91 号について説明いたします。

譲渡人と譲受人は同一集落に住んでいて、譲受人世帯の農業従事者は 3
人で水稻を栽培する予定であります。農業技術は長年栽培している作物
であるため問題はなく、耕作に必要な機械・施設は既に保有しています。
申請地は、譲渡人の自宅近くにあるため利便性がよく、水利は、田のす
ぐ上にため池があるため、農地利用に支障はないと思われれます。また、
価格についてはお互いの話し合いで決定したもので妥当であり、許可上、
特に問題はないと思われれますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願
いいたします。

議 長 受理番号第 92 号について、本間推進委員よろしくをお願いいたします。

本間推進委員 受理番号第 92 号について説明いたします。

12 月 11 日、松川委員、譲受人と面談し、聞き取り調査を行い、譲渡人
に対しては電話で確認いたしました。譲渡人は、義母より相続した土地 2
筆を数年前から譲受人に貸して、管理してもらっていました。譲渡人は
仙台市に居住しており、長沼に戻ることもないため、長沼に所有してい
る農地をどうしたらいいか気にかけていました。今回、譲受人に無償贈
与したいと相談したところ話がまとまり、今回の申請となりました。譲
受人は、耕作に必要な機械・施設を保有しており、現在所有している農
地もすべて耕作しています。許可上、特に問題はないと思われれますが、
委員の皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 受理番号第 93 号について、渡邊推進委員よろしくをお願いいたします。

渡邊推進委員 受理番号第 93 号について説明いたします。

12 月 13 日、矢吹農業委員と譲受人宅を訪問し内容確認を行いました。設定人は高齢であり、土地の面積、区画等が整理されておらず、耕作意欲が低下しておりました。設定人と非設定人は同一集落で農業を営んでおり、非設定人は対象の申請地の近くに耕作地を有しています。設定人から非設定人に耕作の依頼があり、両者の話し合いで同意したものであり、許可上、特に問題ないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 受理番号第 94 号について、岡部推進委員よろしく願いいたします。
岡部推進委員 受理番号第 94 号について説明いたします。

12 月 12 日、非設定人宅を訪問し現地を確認し、聞き取り調査を行いました。設定人と非設定人は、非設定人の親の代から共同で作業する親しい関係にあります。設定人夫妻の高齢に伴い、ハウスきゅうり栽培以外のすべての稲作作業を非設定人をお願いしたいとの申し出があり、話し合いの結果、非設定人が了承したとのことです。非設定人は作業機械一式を更新し、耕作面積拡大に備えていたので、何も支障はないとのことです。申請地も非設定人が耕作しているほ場の近くにあり、利便性もよく、許可上、特に問題ないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 受理番号第 95 号から第 96 号について、関根推進委員よろしく願いいたします。

関根推進委員 受理番号第 95 号について説明いたします。

譲渡人と譲受人は同一地区に住んでいて、以前から、譲渡人から譲受人に対して畑の耕作依頼があり、野菜などを栽培していました。譲受人世帯の農業従事者は 2 人で、申請地では野菜を栽培する予定であります。農業技術については長年耕作している作物であり、何ら問題はありませぬ。作業に必要な機械・施設は既に保有しています。申請地は譲受人が耕作しているほ場の近くにあり、水利についても農地利用に支障がないものと思われます。価格についても、お互いの話し合いにより決定したもので、許可上、

特に問題ないと思われます。

次に、受理番号第 96 号について説明いたします。

譲渡人と譲受人は同一地区に住んでいる知人関係であり、譲受人世帯の農業従事者は 3 人で、申請地では以前から畑の耕作があり、今後も野菜を栽培する予定となっています。農業技術については長年耕作している作物であり、何ら問題はありませぬ。作業に必要な機械・施設は既に保有しています。申請地は譲受人が耕作しているほ場の近くにあり、水利についても農地利用に支障がないものと思われます。価格についても、お互いの話し合いにより決められたもので、許可上、特に問題ないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 受理番号第 97 号について、佐藤推進委員よろしくお願ひいたします。
佐藤推進委員 受理番号第 97 号について説明いたします。

12 月 14 日、矢部農業委員とともに、譲渡人の自宅を訪問し調査してきましました。里守屋行政区にある万願寺の住職は世襲ではなく、本山から派遣されています。譲渡人と譲受人は、前任の住職と後任の住職となっています。申請地は、地元の農家の方々が、適正に継続的に耕作しており、許可上、特に問題ないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 受理番号第 98 号について、村上推進委員よろしくお願ひいたします。
村上推進委員 受理番号第 98 号について説明いたします。

12 月 13 日、鈴木農業委員と調査いたしました。譲渡人は高齢のため農業を続けることが難しいと考え、以前からの知人で、農地が隣接している譲受人に売却したいとのことで、今回の申請となりました。譲受人世帯の農業従事者は 5 人で、取得する農地で水稻を栽培する予定であります。農業技術については長年耕作している作物であり、何ら問題はありませぬ。耕作に必要な機械・施設は既に保有しています。価格についてもお互いの話し合いにより決められたもので妥当と思われ、許可上、特に問題ないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 受理番号第 99 号について、本間推進委員よろしくお願ひいたします。
本間推進委員 受理番号第 99 号について説明いたします。

12 月 14 日、加藤農業委員とともに、譲渡人と譲受人に面談し聞き取り調査を行いました。両氏は、農地の区画整理前に口頭で土地の交換をしておりましたが、譲受人の移転登記がなされていなかったため、今回の申請となりました。譲受人は耕作に必要な機械・施設は既に保有し、すべて耕作しています。許可上、特に問題ないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。
(質疑等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 59 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願ひます。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 59 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 60 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願ひいたします。

受理番号 4 号について、渡邊推進委員よろしくお願ひいたします。

渡邊推進委員 受理番号第 4 号について説明いたします。

12 月 12 日に、小枝農業委員、和田農業委員と 3 人で現地調査・聞き取り調査を行いました。申請人の息子は観光農園を営んでおり、観光農園の規模拡大に際し、駐車場の確保、お客様の安全対策の面から申請がありました。許可上特に問題はないと思われますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 60 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 60 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 61 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号 22 号について、内山推進委員よろしくお願いいたします。

内山推進委員 受理番号第 22 号について説明いたします。

12 月 13 日に、農業委員 3 人と私で現地調査を行いました。設定人と非設定人の関係は設定人が孫となっています。一般住宅を建築するために申請がされたものです。申請内容は、農地の集団性を阻害するものではありません。農地の東側は流出を防ぐための土留めを行い、排水については、合併処理浄化槽で汚水処理し、北側から西側は道路の排水になっているため、農地に与える影響もないと考えられ、許可上特に問題はないと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

受理番号 23 号について、安田推進委員よろしくお願いいたします。

安田推進委員 受理番号第 23 号について説明いたします。

非設定人が以前から借り受けていた土地が水害にあって、土地を返還しなければならなかったため、他の資材置き場が必要となりました。このような事情から、条件に適している土地を探していたところ、当該農地の賃借の話しがまとまったことから、今回の申請に至ったものであります。申請地は資材置き場のため、水の使用はありません。排水については、

雨水は自然浸透、既設排水溝の自然流入となるため、土砂の流出はありません。また、休憩所、トイレの設置が無いため汚水が発生することがないことから、周辺の農地に与える影響はないと思われます。許可上特に問題はないと思われますが、委員の皆様のご審議をよろしく願ひいたします。

議 長 受理番号第 24 号について、関根推進委員よろしく願ひいたします。
関根推進委員 受理番号第 24 号について説明いたします。

12 月 13 日に、関根農業委員、熊谷農業委員と 3 人で、譲受人と会って現地で話しをうかがいました。自身の土地に事務所兼住宅の計画を立てたところ適地が見当たらず、知人を介して現地を紹介していただき本申請となりました。問題は見当たらなかつたので、委員の皆様のご審議をよろしく願ひいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 61 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願ひます。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 61 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 62 号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員から願ひいたします。

受理番号第 9 号について、安田推進委員願ひします。

安田推進委員 受理番号第 9 号について説明いたします。

12 月 3 日に大越農業委員、小枝農業委員とともに現地調査を行いました。本申請地は、亡夫が昭和 37 年に売買にて農地を取得し、翌、昭和

38年に住宅を建築した土地であります。その後、平成17年に相続し、本年6月に土地・建物を整理するため、登記地目を確認したところ、申請地が農地であることが発覚しました。

今後、農地に復元するなどの形状変更することが無いことや、将来に向けて現況と登記地目を一致したいことから「畑」から「宅地」へ地目変更を希望しています。現地を確認した結果、住宅建築から58年が経過しており、住宅を解体し復元することは現実性がないので、申請どおりの地目変更がやむを得ないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしく願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第62号「現況確認証明申請の適否決定について」申請どおり証明することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第62号「現況確認証明申請の適否決定について」証明することを議決し、決定といたします。

次に、議案第63号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第1号について、安田推進委員願います。

安田推進委員 受理番号第1号について説明いたします。

11月25日に大越農業委員、秋山農業委員とともに申請地の調査を行いました。現地を確認したところ、申請理由に相違ないことからやむを得ないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしく願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 63 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」
申請どおり証明することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 63 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適
否決定について」証明することを議決し、決定といたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

○報告第 47 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出
書の受理について」 5 件です。

○報告第 48 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
書の受理について」 8 件です。

○報告第 46 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」
1 件です。

○報告第 28 号「携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の
受理について」 1 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他、皆さんから何かございませんか。

(なし)

議 長 事務局からは何かございませんか。

・ 次回の総会は令和 3 年 1 月 20 日(水)、市役所 4 階大会議室に
て開催する。(農地利用最適化推進委員は、案件がある場合のみ出
席要請)

・ 12 月 21 日(月)、先日議決いただいた意見書を市長に提出する。
会長、職代、農政委員会の正副委員長、事務局職員が出席する。

・ 農地台帳に関する申告書を農事組合員及び農事組合に加入して
いない個人に郵送した。年明けに締め切りとしているので、委員
の皆様にご相談があった際は対応していただきたい。

・12月21日（月）から1月27日（水）まで、農協の各支店で人・農地プランの説明会が開かれる。委員の皆様には出席していただきたい。

議 長 他になければ、これにて令和2年第12回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。